

平成 31 年第 1 回定例会

# 駿 東 伊 豆 消 防 組 合 議 会 会 議 録

平成 31 年 2 月 6 日

駿 東 伊 豆 消 防 組 合 議 会

平成31年第1回駿東伊豆消防組合議会定例会会議録目次

会 期 日 程	目 2
付議事件等一覧	目 3

[2月6日(水)]

1 開会及び開議の宣告	3
2 会議録署名議員の指名	3
3 諸般の報告	4
4 会期の決定	4
5 報第1号から議第4号までの 6件一括上程、説明、質疑、討論、採決	5
6 消防行政に対する一般質問	13
7 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出	17
8 管理者挨拶	17
9 閉会の宣言	18

平成31年第1回駿東伊豆消防組合議会定例会会期日程

日数	月日	曜日	開議時刻	区分	内容
1	2月6日	水	午後 2時30分	本会議	開会 会議録署名議員の指名 諸般の報告 会期の決定 報第1号、報第2号、議第1号～ 議第4号の説明 質疑 討論 採決 消防行政に対する一般質問 議会運営委員会の閉会中の継続調査 閉会

## 付議事件等一覧

- 1 報第 1号 専決処分の報告について（交通事故損害賠償額の決定）
- 2 報第 2号 専決処分の報告について（交通事故損害賠償額の決定）
- 3 議第 1号 平成30年度駿東伊豆消防組合会計補正予算（第2回）について
- 4 議第 2号 駿東伊豆消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 5 議第 3号 駿東伊豆消防組合火災予防条例の一部改正について
- 6 議第 4号 平成31年度駿東伊豆消防組合会計予算について
- 7 議会運営委員会の閉会中の継続調査

平成31年第1回駿東伊豆消防組合議会定例会会議録

平成31年2月6日（水）午後2時30分 開会

於 議 場

---

○出席議員（17名）

2番	井川 弘二郎	3番	高橋 好彦
4番	秋山 治美	5番	内山 慎一
6番	星谷 和馬	7番	小澤 隆
8番	深田 昇	9番	山口 嘉昭
10番	稲葉 富士憲	11番	二藤 武司
12番	米山 祐和	13番	原 喜久雄
14番	山田 直志	15番	小長谷 順二
16番	片岡 章一	17番	渡邊 博夫
18番	植松 恭一		

---

○欠席議員

1番 浅田 良弘

---

○欠 員 （なし）

---

○地方自治法第121条の規定による出席者

管理者	頼重 秀一	副管理者	仁科 喜世志
副管理者	小野 達也	消防長	山中 史隆
消防部長	山本 竜也	警防部長	小森 泉
総務課長	大村 創一郎	予防課長	植田 豊一

警防救急 課長	今井 將一朗	通信指令 課長	岡本 一
第一方面 本部長兼 沼津北 消防署長	山本 道雄	第二方面 本部長兼 田方中 消防署長	渡辺 肇
第三方面 本部長兼 伊東消防 署長	山田 聖二	清水町 消防署長	西島 勇
東伊豆 消防署長	山口 政敏	田方北 消防署長	高木 亮司
田方南 消防署長	堀江 育夫	会計室長	山村 光広

---

○議会事務担当職員

書記長	玉川 稔	書記	安立 和弘
書記	廣瀬 光晴	書記	草場 大介
書記	渡邊 光隆		

---

○議事日程

平成31年第1回駿東伊豆消防組合議会定例会議事日程

平成31年2月6日（水曜日） 午後2時30分 開会

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 諸般の報告
- 第3 会期の決定
- 第4 報第1号 専決処分の報告について（交通事故損害賠償額の決定）
- 第5 報第2号 専決処分の報告について（交通事故損害賠償額の決定）
- 第6 議第1号 平成30年度駿東伊豆消防組合会計補正予算（第2回）について
- 第7 議第2号 駿東伊豆消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 第8 議第3号 駿東伊豆消防組合火災予防条例の一部改正について
- 第9 議第4号 平成31年度駿東伊豆消防組合会計予算について
- 第10 消防行政に対する一般質問
- 第11 議会運営委員会の閉会中の継続調査

---

○本日の会議に付した事件

日程のとおり

---

○会議

◎開会及び開議の宣告

○議長（植松恭一）

皆さん、こんにちは。

ただいまの出席議員は17人です。定足数に達しておりますので、ただいまから、平成31年第1回駿東伊豆消防組合議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（植松恭一）

日程に入ります。日程第1 会議録署名議員を議長から指名いたします。

6番 星谷和馬議員、11番 二藤武司議員を指名いたします。

---

◎諸般の報告

○議長（植松恭一）

次に、日程第2 諸般の報告をいたします。

最初に、地方自治法第235条の2第3項の規定により、駿東伊豆消防組合会計に係る11月、12月の定例検査結果報告が監査委員から報告書として提出され、その写しをお手元に配付してございますので、御了承願います。

次に、平成30年中の火災、救急、救助及び119番通報受信の概況をお手元に配付してございますので、御了承願います。

次に、議会運営委員会委員長から閉会中の継続調査につきまして申し出があり、その写しを議席に配付してございますので、あらかじめ御了承願います。

なお、本件につきましては、本日の議事日程に掲載してございますので、あわせて御了承願います。

次に、浅田良弘議員から、公務のため、本日の本会議を欠席いたしたい旨の届け出がありましたので、あらかじめ御了承願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

---

○議長（植松恭一）

本日の議事日程は、お手元に配付してございますので、御了承願います。

---

◎会期の決定

○議長（植松恭一）

次に、日程第3 会期の決定を議題といたします。

議会運営委員会委員長の報告を願います。

議会運営委員会委員長 渡邊博夫議員。

○17番議員（渡邊博夫）

平成31年第1回定例会につきまして、議会運営委員会を本日午後1時30分から、植松恭一議長に御出席をいただき、開催いたしました。その概要について御報告を申し上げます。

今定例会に提出されます議案は、管理者提出議案が6件でございます。内容といたしましては、報第1号及び報第2号が専決処分の報告について（交通事故損害賠償額の決定）、議第1号 平成30年度駿東伊豆消防組合会計補正予算（第2回）に



ついて、議第2号 駿東伊豆消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、議第3号 駿東伊豆消防組合火災予防条例の一部改正について、議第4号 平成31年度駿東伊豆消防組合会計予算についてとなっております。

なお、議案質疑の通告につきましては、ございませんでした。

次に、消防行政に対する一般質問ですが、通告者は1人となっております。

最後の日程といたしまして、議会運営委員会の閉会中の継続調査について御審議いただきます。

以上のことから、会期につきましては本日1日と決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

#### ○議長（植松恭一）

お諮りいたします。

本定例会の会期は、委員長報告のとおり本日1日といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は1日と決定いたしました。

---

◎報第1号から議第4号までの6件一括上程、説明、質疑、討論、採決

#### ○議長（植松恭一）

次に、日程第4 報第1号 専決処分の報告について（交通事故損害賠償額の決定）から日程第9 議第4号 平成31年度駿東伊豆消防組合会計予算についてまで、以上6件を一括議題といたします。

この6件に対する当局の説明を求めます。

#### ○管理者（頼重秀一）

今回提出しております議案につきまして、その概要を御説明申し上げます。

報第1号及び報第2号の案件につきましては、交通事故損害賠償額の決定の専決処分について、御報告をするものでございます。

次に、議第1号の案件につきましては、平成30年度駿東伊豆消防組合会計補正予算（第2回）について、御議決をお願いするものであります。

次に、議第2号の案件につきましては、駿東伊豆消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、御議決をお願いするものであります。

次に、議第3号の案件につきましては、駿東伊豆消防組合火災予防条例の一部改

正について、御議決をお願いするものであります。

次に、議第4号の案件につきましては、平成31年度駿東伊豆消防組合会計予算について、御議決をお願いするものであります。

各議案の概要につきましては、以上でございますが、細部につきましては、両部長から御説明をさせていただきますので、よろしく御審議の上、御議決をいただきますよう、お願い申し上げます。

#### ○警防部長（小森 泉）

私からは、報第1号及び報第2号につきまして、提案理由の補足説明を申し上げます。

この2案につきましては、地方自治法第180条第1項の規定による議会の指定に基づき、損害賠償の額について、専決処分いたしましたので、御報告するものであります。

内容につきまして、御説明を申し上げます。

初めに、議案書の3ページをお開きください。

報第1号 専決処分の報告についてでございます。

内容といたしましては、平成30年11月12日、本消防組合職員の運転する公用車が、東伊豆町稲取                    において、損害賠償の相手方所有の歩行者用信号機に接触し、歩行者用信号機を損傷させた事故で、損害賠償額19万5,480円をもって示談が成立したため、平成31年1月10日付けで専決処分をしたものであります。

次に、議案書の7ページをお開きください。

報第2号 専決処分の報告についてでございます。

内容といたしましては、平成30年11月18日、本消防組合職員の運転する公用車が、沼津市吉田町                    において、損害賠償の相手方所有の浄化槽の蓋の上を通過し、蓋を損傷させた事故で、損害賠償額1万8,900円をもって示談が成立したため、平成31年1月10日付けで専決処分をしたものであります。

以上、管理者提出議案の報第1号及び報第2号を一括して、提案理由の補足説明を申し上げます。

#### ○消防部長（山本竜也）

それでは、私から議第1号から議第4号までの提案理由の補足説明を申し上げます。

初めに、議第1号 平成30年度駿東伊豆消防組合会計補正予算（第2回）について御説明いたします。

議案書の9ページを、お開きください。

本補正は、平成31年度当初から必要になる設備の保守点検等の業務委託及び賃貸借に係る契約について、平成30年度中に入札執行ができるよう、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為として定めるため、議案として提出するものがございます。

10ページを、お開きください。

第1表 債務負担行為補正につきまして、事項、期間及び限度額は、記載のとおりでございます。

11ページにまいりまして、債務負担行為で、翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書の補正について、事項、限度額、当該年度以降の支出予定額及び財源の内訳は、記載のとおりでございます。

続きまして、議第2号 駿東伊豆消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について御説明いたします。

議案書の13ページを、お開きください。

本改正は、長時間労働の是正のための措置として、民間労働法制の「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」により、時間外労働の上限規制等が導入されること及び平成30年8月の人事院の「公務員人事管理に関する報告」において、超過勤務命令を行うことができる時間数の上限を定めるなどの措置を講じる旨が示されたことにより、本条例について所要の改正を行うものであります。

議案資料の1ページ、新旧対照表をお開きください。

改正内容は、正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し、本条例に示す以外の必要な事項を、本組合規則で定めることを定義するため、本条例第7条第2項の次に、第3項として、「前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、規則で定める。」ことを規定するものであります。

なお、民間労働法制の「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」の施行期日が、平成31年4月となっていることから、附則といたしまして、施行日を平成31年4月1日とするものであります。

続きまして、議第3号 駿東伊豆消防組合火災予防条例の一部改正について御説明いたします。

議案書の15ページを、お開きください。

本改正は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行により、工業標準化法が一部改正され、日本工業規格（JIS）が日本産業規格（JIS）に改められることから、本条例について所要の改正を行うものであります。

議案資料の2ページ、新旧対照表をお開きください。

改正の内容は、本条例第16条第1項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改めるものであります。

なお、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行期日が、平成31年7月1日となっていることから、附則といたしまして、施行日を平成31年7月1日とするものであります。

続きまして、議第4号 平成31年度駿東伊豆消防組合会計予算について御説明いたします。

お手元に、平成31年度駿東伊豆消防組合会計予算書及び予算の概要をお示ししてございます。

初めに、平成31年度予算の概要の2ページをお開きください。

予算案骨子の要点を御説明いたします。

予算案骨子の項目として、3つの項目を掲げてございます。

1つ目の「重点事業」として、来年度は、田方中消防署のはしご付消防自動車の更新年度となっていることから、昨年度に引き続き、高層建築物などの大規模火災等への対応強化を図ってまいります。

2つ目の「総合計画施策の推進」として、総合計画の各章に掲げた施策の実現に向け、それぞれの事業に取り組んでまいります。

3つ目の「組織体制の強化」として、増加する救急需要に適切に対応するため、警防救急課救急係を充実させ、救急出動体制のあり方についての検討や現場到着時間短縮のための調査研究を進め、また、2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピック競技大会に対し、大会期間中の消防警戒活動に万全を期すため、当組織委員会へ職員を継続して派遣するとともに、警防救急課に専門の部署を設置いたします。

以上が、予算案骨子の要点でございます。

次に、3ページにまいりまして、予算総額の状況について、御説明いたします。

平成31年度予算は、平成28年度に起債した組合債の元金償還が始まることや、平成30年度の人事院勧告による人件費の上昇、また、平成31年10月に予定されている消費税の増税を踏まえ、前年度に比べ予算総額で1億2,838万4,000円の増、2.12%

の伸びとなっており、構成市町の負担額で比較しますと、505万5,000円の増となっております。

平成31年度の構成市町の負担額については、平成28年度起債の元金償還分 2,056万円及び人事院勧告による影響額と東伊豆町派遣職員が組合職員へと身分移行することから退職手当の組合負担金を本組合会計に計上するため、職員給与費総額で1,485万8,000円が純増となること、また、消費税10%への増税に対応するため、500万円程度を計上しております。

以上のことから、総額 4,000万円以上の増加要因がある中、他の事業費を精査するとともに、大型特殊車両である田方中消防署のはしご付消防自動車の更新対象年度であることから、車両整備事業総額として、約 2 億9,662万9,000円を計上しておりますが、有利な地方債の活用等、構成市町の負担を軽減することに努め、505万5,000円の増まで抑制したものであります。

続きまして、予算書の 1 ページを、お開きください。

議案の各条文について、御説明いたします。

第 1 条は、歳入歳出予算であります。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ61億9,825万6,000円と定めるものであります。

なお、第 2 項の第 1 表、歳入歳出予算につきましては、2 ページ、3 ページに記載のとおりであります。

第 2 条は、地方債の定めであります。

4 ページをお開きください。

第 2 表地方債で、起債の目的と限度額を定めております。

起債の目的は消防施設整備事業費で、限度額は 2 億 7,830万円と定めるもので、これは、平成31年度に更新する、車両 6 台を整備する事業であります。

1 ページにお戻りいただきまして、第 3 条は、一時借入金の定めで、地方債が納入される前に事業の支払いが発生した場合に一時的に借り入れをするもので、限度額は地方債の額を踏まえ、2 億 7,830万円と定めるものであります。

以上が議案の説明であります。

次に、歳入歳出予算の詳細を御説明いたします。

8 ページ、9 ページをお開きください。

歳入であります。1 款 1 項 1 目の市町負担金は、505万5,000円増の58億 2,177万円で、各市町の負担金の詳細は、説明欄に記載のとおりであります。

次に、2 款使用料及び手数料の 1 項使用料は、各庁舎の職員駐車場等に係る使用

料で、10ページ、11ページの上段、2項手数料は、消防の許認可に係る手数料であります。

次に、3款国庫支出金は、当本部が緊急消防援助隊として出動した場合の交付金の受入金であります。

次に、4款県支出金は、消防車両等の整備に係る補助金の受入金であります。

次に、13ページにかけての5款財産収入は、自動販売機の設置場所に係る貸付収入や共同消防基金及び個別消防基金の利子であります。

次に、6款寄附金は、寄附があった場合の頭出し、7款繰入金は、田方及び伊東市消防基金からの繰入金、8款繰越金は、共通経費及び個別経費の前年度繰越金の頭出しであります。

次に、14ページ、15ページにまいりまして、9款諸収入の1項預金利子は、歳計金の利子で、2項雑入は、静岡県消防防災航空隊の派遣職員に係る人件費の県からの受入金や、消防大学校入校に係る静岡県市町村振興協会からの助成金等の受入金であります。

10款組合債は、起債の受入金であります。

続きまして、16ページ、17ページをお開きください。

歳出について、御説明いたします。

初めに、1款1項1目議会費であります。

これは、組合議会の議会運営に係る経費で、計上額は前年度並みの122万5,000円であります。

次に、19ページにかけての2款1項1目組合管理費は、財務・人事給与システムや内部情報ネットワークシステムの維持管理経費が主なもので、計上額は752万5,000円増の3,699万4,000円であります。

増額の主な理由は、人事給与システムの改修やWindows 7のサポート終了に伴うサーバーのバージョンアップ及びネットワークの再設定業務を行うためであります。

次に、18ページの下段、2款2項1目監査委員費であります。

これは、監査委員の報酬及び費用弁償などで、計上額は前年度並みの26万6,000円であります。

次に、20ページから27ページにかけての3款1項1目職員管理費であります。

これは、職員の人件費、研修費及び被服費などで、計上額は1,077万4,000円増の51億2,782万2,000円であります。

増額の主な理由は、人事院勧告による人件費の増額によるものであります。

次に、26ページの下段から37ページにかけての、3款1項2目消防運営費であります。

これは、光熱水費、消耗品費及び燃料費など、消防本部、消防署及び消防指令センター等を運営していくための経費で、計上額は125万円9,000円増の2億67万6,000円であります。

次に、36ページの中段から43ページにかけての3款1項3目消防施設費であります。

これは、消防庁舎の整備や施設の維持管理、また、車両や資機材等の更新や点検整備に係る経費で、計上額は8,958万1,000円増の6億4,381万2,000円であります。

増額の主な理由は、特殊車両であるはしご付消防自動車の更新や田方北消防署の自家用給油取扱所の整備に係る経費などによるものであります。

次に、42ページの中段、4款公債費であります。

これは、駿東伊豆消防組合で起こした起債の元金償還及び償還利子と、旧田方地区消防組合時代に起こした起債の元金償還及び償還利子で、計上額は1,927万5,000円増の1億8,246万1,000円であります。

増額の主な理由は、平成28年度に起こした組合債の元金償還が始まることによるものであります。

次に、44ページ、45ページをお開きください。

5款予備費であります。予備費は、前年度と同額の500万円であります。

歳出は以上でございます。

次に、46ページをお開きください。

ここでは、地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書であります。

平成31年度末の現在高見込額は表の一番右の欄に記載のとおりで、駿東伊豆消防組合と旧田方地区消防組合の現在高見込額の合計は、17億7,125万2,000円であります。

47ページは、債務負担行為で、翌年度以降にわたるものについての、前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書であります。

次に、48ページから72ページにかけて、給与費明細書を付けてございます。

以上、管理者提出議案であります、議第1号から議第4号までを一括して、提案

理由の補足説明を申し上げました。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（植松恭一）

当局の説明が終わりました。

これより、ただいま説明のありました各案件に対する質疑を伺うことにいたします。

報第1号、2号、議第1号、2号、3号、4号以上6件に対する質疑に入ります。質疑の通告がありませんので、質疑を終わりたいと思います。質疑を打ち切ります。

報第1号、2号は、地方自治法第180条第2項の規定に基づく報告事項でありますので、報告があったことを御了承願います。

次に、議第1号、2号、3号、4号以上4件に対する討論を伺うことといたします。

最初に、議第1号に対する討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

ないようですので、討論を終わりたいと思います。討論を打ち切ります。

採決いたします。

議第1号 平成30年度駿東伊豆消防組合会計補正予算（第2回）についてを採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、議第1号は可決されました。

次に、議第2号に対する討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

ないようですので、討論を終わりたいと思います。討論を打ち切ります。

採決いたします。

議第2号 駿東伊豆消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

御異議なしと認めます。



よって、議第2号は可決されました。

次に、議第3号に対する討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

ないようですので、討論を終わりたいと思います。討論を打ち切ります。

採決いたします。

議第3号 駿東伊豆消防組合火災予防条例の一部改正についてを採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、議第3号は可決されました。

次に、議第4号に対する討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

ないようですので、討論を終わりたいと思います。討論を打ち切ります。

採決いたします。

議第4号 平成31年度駿東伊豆消防組合会計予算についてを採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、議第4号は可決されました。

---

#### ◎消防行政に対する一般質問

##### ○議長（植松恭一）

それでは、次に、日程第10 消防行政に対する一般質問を行います。

発言の通告がありますので、順次発言を許します。

4番 秋山治美議員。

##### ○4番議員（秋山治美）

それでは通告書に従い質問いたします。

質問に入る前に、消防長を初め、駿東伊豆消防組合職員の皆さんは、いざというときすぐに対応できる体制を執りつつ、夜間勤務、研修、訓練と大変厳しい中で地域住民の安全・安心のために頑張っていただいていることに、まず感謝と敬意を表したいと思います。

さて、平成28年4月に4市3町で構成された駿東伊豆消防組合も発足から間もな

く3年が過ぎようとしているわけですが、この地域の消防広域化につきましては、人員配置の効率化、組織の活性化、高度な特殊車両、資機材の整備、火災・救急・救助事案に対する一次出動体制の強化の向上が図れるなどの、スケールメリットをもって組合消防として発足をしました。

消防の広域化を協議する際、それぞれの市町の消防職員をそのまま組合消防の職員とすることから、当時各市町の消防職員合計人数 609人は増やさないという前提の基に経費負担や組織体制など、様々な協議がなされてきたと承知しています。

消防組織法では、その第6条で、「市町村は、当該市町村の区域における消防を十分に果たすべき責任を有する。」、第7条では、「市町村の消防は、条例に従い、市町村長がこれを管理する。」、第11条では、「消防職員の定員は、条例で定める。」となっております。本組合消防の職員定数条例では、消防正監から消防士の皆さんまでの定数は 609人に定められています。

しかし、平成29年の当組合の消防年報で見ると、組合で働く職員は 604人で、その内、静岡県消防防災航空隊へ1人、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会へ2人、県消防学校初任科へ17人、合計で20人の職員が外に出ています。新採職員や消防職員が消防学校等に出た後、週休、年休、病欠に対応することになりますと、現在の職員数では大変厳しい勤務状況になるのではないかと思います。

また、本日も配付されておりますが、管内の火災や救急の出場状況を見ても、火災件数は広域化前の平成27年は、構成市町合計で 155件、広域化後の平成30年では 168件、また、救急出場は広域化前の平成27年は構成市町合計で22,069件、広域化後の平成30年では24,882件とそれぞれ増加の傾向にあります。

火災については、その年によってバラつきがありますので、一概に増えた減ったは言えませんが、救急の件数は高齢化社会を迎えた現在、間違いなくこれからも増加していくものと考えられます。

また、来年は、東京オリンピック・パラリンピックの開催年でもあり、当組合消防の管内では伊豆市において自転車競技が行われます。こちらについても相応の消防職員を配置することとなると思います。

広域化の協議をしていた平成24・25年当時の状況からみると消防を取り巻く環境は随分と変わってきています。このようなことから、現在の人数で万全な体制なのか、広域化後の消防体制についてお尋ねをいたします。

まず、平成17年6月に改正された消防力の整備指針では、「市町村においては、消防を取り巻く社会経済情勢の変化を踏まえ、今後とも、住民の生命・身体及び財産を守る義務を全うするため、消防力の充実強化を着実に図っていく必要がある。」として、その第2章では、火災の予防、警戒及び鎮圧、救急業務、人命の救助、災害応急対策その他の消防に関する事務を確実に遂行し、当該市町村の区域における消防の責任を十分に果たすために必要な施設に係る指針を、第3章ではそのための人員についての指針を定めており、市町村は、この指針に定める施設及び人員を目標として、必要な施設及び人員を整備するものとするを明記しています。この消防力の整備指針をどのように認識しているか、また、この整備指針に基づく消防職員の充足率並びにこれまで必要な施設及び人員をどのように整備してきたか伺います。

○総務課長（大村創一郎）

消防広域化後の消防体制について、お答えいたします。

初めに、消防力の整備指針の認識につきましては、総務省消防庁が示す、自治体消防が目標とすべき消防力の整備水準を示すものであり、本組合としてもこの指針に定める施設及び人員を目標として、地域の実情に即した適切な消防体制を整備することが必要であると認識しております。

次に、整備指針に基づく消防職員の充足率につきましては、全国の平均は77.4%、県の平均は73.2%に対し、本組合は66.5%であります。

次に、必要な施設及び人員の整備についてですが、施設等は、広域前のものを生かしながら、消防力の向上に最大限努めて参りました。特に、車両配置や部隊運用などにおいて見直しを図り、初動体制の強化や現場到着時間の短縮などの住民サービスの向上を図って参りました。

今後におきましても、複雑多様化する災害や高齢化社会に伴う救急需要の増大などを考慮しながら、消防力の充実強化に努めて参ります。

○4番議員（秋山治美）

平成24年3月26日に駿東伊豆地区消防救急広域化協議会設立総会がホテルサンバレー富士見にて開催されて以降、消防の広域化を進めるうえで、一貫してスケールメリットを強調してきましたが、今消防に必要なのは、スケールメリットではなく、整備指針に基づく人員・消防職員の充足・拡充であり、1日も早く充足率100%を達成することこそ急務であると考えます。

消防を取り巻く社会情勢の急激な変化や住民ニーズの多様化等に、柔軟に対応で

きるように日々訓練をされているにもかかわらず、本消防組合の職員数は国が示した消防力の整備指針の職員数の66.5%の充足率ということで、要員不足のために業務負担は増加し続けているものと思われます。どこの職場でも同様ではありますが、例えばベテラン職員が退職をして、新たな職員が入ってきても数か月の研修があります。その間は当然、要員不足となります。しかし、そのような要員不足の中でも事故や災害は待ってくれません。消防業務の目的は住民の大切な生命、財産を守ることです。この目的を達成するため業務実態にあった要員の配置が必要ではないかと思えます。

消防組織法の第8条では、「市町村の消防に要する費用は、当該市町村がこれを負担しなければならない。」と規定されております。

消防職員の増員のためには、参与会等において構成市町の理解と積極的な予算措置をはじめ、所要の措置を講じる必要があると考えますが、当局としての見解を伺います。

#### ○消防長（山中史隆）

消防職員の増員につきまして、お答えします。

消防力の整備指針における本組合の消防職員の充足率は、先ほどお答えしたところでございますが、車両配置の見直しや、柔軟な部隊運用により、広域前よりも厚みのある体制となっているため、災害対応は、強化しているものと認識しております。しかしながら、議員御指摘のとおり、新規採用職員の初任科入校をはじめ、職員の長期研修期間中においては、現場職員の確保に苦慮しているところであります。このため、安定した消防行政サービスを提供するためには、採用職員の平準化の検討を含め、今後、参与会などで協議して参りますが、構成市町の負担金への影響も大きいことから、再任用制度を有効に活用することや、今後、予定されている定年延長制度も視野に入れるなど、できることから精力的に取り組んで参ります。

また、併せて、総合計画に掲げております、消防署所の適正配置計画を構成市町と十分協議のうえ策定し、この計画に基づく署所の統廃合などにより、現場活動人員の増強を図るほか、車両の再配置に伴う人員の適正配置などを行い、職員の充足率改善に努めて参ります。

#### ○4番議員（秋山治美）

最後に、結びの言葉を述べさせていただきますので、答弁は結構ですけれども、住民の安全安心を確保するということは行政の最重要課題であります。これまで一貫して消防の広域化は、消防力の強化が図られると言われてきました。確かに災害

時の部隊運用や高度な資機材の使用は、小さな消防本部のときと比べ格段に高度化した対応が図られることは誰もが認めるところであります。

しかしながら、これとて高度な訓練を受けた消防職員がいてこそ、その機能を発揮できるものです。

予防業務においても同様であると考えます。建築物・消防用設備等の確認、指導、検査や危険物の取扱いに関する許認可及び検査は、高度な専門知識を必要とする業務です。

私は常々消防業務はマンパワーであると思っています。高度な知識と高度な技術を持った消防職員が市民・町民の安全安心を守っているのだと考えます。消防業務の目的は住民の大切な身体・生命・財産を守ることです。この目的を達成するためには、業務実態に合った要員の確保と配置が必要であることを指摘をさせていただきます。質問を終わります。

○議長（植松恭一）

以上で、秋山治美議員の一般質問は終了いたしました。

これで、消防行政に対する一般質問を終わります。

---

◎議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出

○議長（植松恭一）

次に、日程第10 議会運営委員会の閉会中の継続調査につきましてお諮りいたします。

会議規則第14条第2項により、次回会議日程等について、議会運営委員会委員長から閉会中の継続調査としたい旨の申し出がありましたので、閉会中の継続調査として、議会運営委員会に付託したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

---

◎管理者挨拶

○議長（植松恭一）

以上で、本定例会に付議されました案件の審議は終了いたしました。

ここで管理者から挨拶を行いたい旨の申し出がありますので、これを許可します。

○管理者（頼重秀一）

議長より、発言のお許しを賜りましたので、一言御挨拶を申し上げさせていただきます。

本日は、平成31年第1回目となります駿東伊豆消防組合議会定例会がこのように無事に開催され、また、私どもが提出させていただきました付議案件に関しまして、慎重審議をいただき、御議決賜りましたことを心から感謝申し上げます。本当にありがとうございました。

さて、今年は5月に改元ということで、大変おめでたい年になるわけでございます。そして、国内の最大規模の観光キャンペーンとなります、静岡デスティネーションキャンペーンが4月から6月まで、県内各地において様々なイベントが行われるということを知っているところでございます。このようなことを踏まえ、管内においては大量の住民の皆様方がいらっしゃるわけでございますが、それに併せてこの地域には多くの観光客の方々がいらっしゃると、そのような形になるわけでございます。そのような中、我々のこの地域は、南海トラフ巨大地震の発生により被害が想定されているエリアということもございまして。そのような点においては、先ほどの一般質問の中にもございましたように、地域住民の安全安心の確保というのは、行政に課せられた最大の責務であります。そのようなことを踏まえ、この辺りのことに対しては、大変重要なこととして捉え、体制作りということは重要なことであることは、私自身も考えているところでございます。

そのような意味におきまして、どうか組合議員の皆様におかれましては、今後、管内における消防行政の向上に、ますます御尽力を賜りますよう、そして御指導、御鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

まだまだ寒い中でございます。そしてこのところインフルエンザも蔓延しているとの話も聞いているところでございます。これより2月定例会も控えている状況であるかと思っておりますことから、どうか皆様方におかれましては、御健康に御留意され、御自愛いただきますよう、そして今後ますます御活躍されますことを心からお祈り申し上げさせていただきます、大変簡単ではございますが、管理者としての挨拶とさせていただきます。

本日は、誠にありがとうございました。

---

◎閉会の宣告

○議長（植松恭一）

これをもって、平成31年第1回駿東伊豆消防組合議会定例会を閉会いたします。  
御苦労さまでした。

午後3時17分 閉会

---

○地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成31年2月6日

議 長 植 松 恭 一

議 員 星 谷 和 馬

議 員 二 藤 武 司